



神 労 収 安 第 6 1 7 号
平 成 2 2 年 4 月 1 6 日

神奈川県商工会議所連合会常務理事 殿

神 奈 川 労 働 局 長



平成23年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

神奈川労働局の行政運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止につきましては、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、適切な取扱いが図られておりますが、平成22年度におきましても学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

また、採用内定取消の防止等を図るため、職業安定法施行規則の一部改正が平成21年1月19日より施行され、採用内定取消等を行おうとする事業主は、あらかじめ職業安定所及び学校に定められた様式により通知をすることになっております。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項にご留意の上、選考開始期日の遵守及び採用内定取消の防止等について会員事業所への周知徹底を図られるよう格別のご配慮をお願い申し上げます。

新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正、能力等を中心としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に添った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるよう御配慮願います。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が早期化しているところですが、それにより、新規中学校卒業生(中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)及び新規高等学校卒業生(新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。)の就職機会に影響が及ばないよう配慮願うとともに、その採用枠の拡大について特段の御配慮をお願いするところであります。

また、新たに社会に出る新規学校卒業者にとって、採用内定取消しは対象となった本

人並びに家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるものであり、決してあつてはならない重大な問題です。厚生労働省では職業安定法施行規則の一部改正を行い採用内定取消し等の通知と企業名の公表を制度化したところです。採用内定取消しの防止についても併せてご配慮をお願いするところであります。

記

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成23年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成22年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成22年9月5日(沖縄県については平成22年8月30日)以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成22年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人票を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認(確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成22年6月20日から開始するも

のとする事。

(イ) 安定所の他の安定所への求人連絡は、平成22年7月1日以降開始するものとする事。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成22年6月20日から開始するものとする事。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成22年7月1日から開始するものとする事。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成22年7月1日以降開始するものとする事。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成22年7月1日以降に行うものとする事。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認をうけた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする事。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始(実習、研修等を含む。)時期は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第56条の規定により平成23年4月1日以降とする事。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導する事。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知する事。

5 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、卒業年の前年の7月1日以降とする事。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする事。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載する事。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

(4) 文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期

日については、上記1の(2)から(4)の取扱いと同様であること。

6 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は、行わないこと。